

## 令和3年 第2回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和3年2月25日（木）15時00分から15時45分
2. 開催場所：宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	○
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

### 4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第4号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
日程第5	議案第5号	農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議について
日程第6		報告事項

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	井上 正己
	事務局次長兼産業観光課副課長	菅原 隆行
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香

## 6. 会議の概要

### ◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒や換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は14名、欠席委員はなしです。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「6番秋野春子委員」と「7番森山松年委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件案件がございますので、1件ずつご審議いただきます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の畑1筆で面積は39㎡でございます。譲渡人、譲受人ともに宮代町内にお住まいの方です。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

本申請の経緯についてですが、申請地周辺を譲受人にて以前から耕作しており、当該農地についても管理を続けておりましたが、この度所有権移転を行い、譲受人の農地として耕作するために、今回の申請となりました。農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。県道から北東方向に300メートル程の場所に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。農地取得後は周辺農地と一体的に畑として利用する計画となっております。

申請地の現況につきましては以上です。次に、譲受人の耕作状況についてご確認頂きます。今回の譲受人の経営農地は町内に20筆ございます。総面積は7,616㎡でございます。事前に事務局で農地を全て回り現況は確認しておりますが、皆さまにも耕作状況をご確認していただきます。

(現況の確認)

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法 3 条 2 項に基づく判断基準 5 点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の 1 点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2 点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である 5,000 m<sup>2</sup>を超えている必要があるという点です。申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は 7,655 m<sup>2</sup>となります。

3 点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間 150 日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人と妻が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、年 150 日従事と記載されておりました。

4 点目は農業生産法人の要件についてであり、今回は該当ございません。

5 点目は地域との調和要件でございます。この要件につきましても、現在、申請地周辺で農作業に従事しており、地域での取り組みを遵守していることから、特に問題ございません。

以上の観点から、農地法 3 条 2 項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願い申し上げます。

(■番■■■委員)

■番■■■です。事務局と現地確認をしてきました。特に何も問題ないと思いますのでご審議の程よろしくお願い申し上げます。

(■番■■■委員)

■番地元委員の■■■です。事務局からの説明のあったとおり問題ないと思いますのでご審議の程よろしくお願い申し上げます。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。続きまして2件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■の田8筆で面積は合計1,731 m<sup>2</sup>でございます申請者である譲渡人は破産申請のあった土地所有者の破産管財人で、譲受人は春日部市にお住まいの方です。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

本申請の経緯についてですが、破産管財人が任意売却により当該農地の資産処分を行うため、今回の申請となりました。かねてより近隣農地を耕作してきた譲受人に対して、農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■■■の南西側、隼人堀川沿いに位置しています。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。農地取得後は水稻の作付けをする計画となっております。

申請地の現況につきましては以上です。次に、譲受人の耕作状況についてご確認頂きます。今回の譲受人の経営農地は春日部市内に41筆ございまして、総面積は11,986.22 m<sup>2</sup>です。春日部市内で主にナシやイチゴなどの果樹を栽培・販売を行い、農産物を使った加工品の製造なども行っている農家です。春日部市内の農地については春日部市農業委員会事務局へ照会し、問題ない旨確認しています。

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法3条2項に基づく判断基準5点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である5,000 m<sup>2</sup>を超えている必要があるという点です。申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は13,717.22 m<sup>2</sup>となります。

3点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、春日部市へ照会したところ申請者である本人とその夫、子とその妻が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、申請者の農業従事日数は年200日従事と記載されておりました。

4点目は農業生産法人の要件についてであり、今回は該当ございません。

5点目は地域との調和要件でございます。この要件につきましても、地域での取り組みに協力することから、特に問題ございません。

以上の観点から、農地法 3 条 2 項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく願います。

(会長)

それではご審議の程よろしく願います。

(■番■■■委員)

■番■■■です。事務局と現地確認をしてきました。すぐ側で梨を作っていたり農地が隣接していたりと特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしく願います。

(■番■■■委員)

■番地元委員の■■■です。モーター小屋脇の木はクルミの木で取っておくとされています。ご審議の程よろしく願います。

(■番■■■委員)

■番■■■です。破産した土地はこの辺りでいくらか教えてください。

(事務局)

この件の価格になりますが、10 アール当たり■■■■円です。

(■番■■■委員)

■番■■■です。田んぼが今回増えて稲を作るということですが、機械の問題についてはどんな状況か教えてください。

(事務局)

トラクター2台、育苗機1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、噴霧器1台、糞攪り機1台、草刈機1台、軽トラック1台という報告を受けています。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の畑4筆で面積は合計328㎡でございます。譲受人、譲渡人ともに宮代町内にお住まいの方です。転用目的は農家住宅の敷地拡張です。なお、こちらは転用追認の案件となります。

転用追認とは、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定された昭和45年8月以前から地目が田畑の土地を住宅敷地など、農地以外用途として使用していたと認められた場合、許可申請を認める内容です。権利の移転形態は使用貸借権の設定となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請地に隣接している既存建物の建て替えに際して測量を行ったところ敷地西側の一部が農地にはみ出していたことが分かりました。この該当地ですが、都市計画法上の区域区分が決定された昭和45年以前から該当地は屋敷林に覆われていたことが確認できています。また、南側についても当時から生垣によって区切られた庭と母屋への進入路であったことが確認できることからいずれも当初除外が認可され、今回転用追認の申請となりました。申請地の位置については、案内図をご覧ください。圏央道の北西に位置する申請者宅の隣地です。公図で見ますとこのような形になります。拡大した案内図で示した赤線部分が分筆する前の農地の範囲で黄色の線が今回の申請範囲です。

続きまして、現況については3方向からの写真に示したとおりです。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は2種農地に区分されます。周辺への営農への影響は建築計画を伴わないため、問題はありません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いたします。

(■番■■■委員)

■番■■■です。今回の土地は住宅の進入路と垣根でして、転用追認が望ましいと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(■番■■■委員)

地元委員の■■■です。問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第4・議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。まず初めに、相続税納税猶予制度についてですが、農地の相続人が農業経営を継続する場合などに、一定の要件のもと農地等の相続税額が猶予される制度です。特例農地の期限が20年で免除される場合は、その期限である20年目に到達する1年程前に税務署から農業委員会に特例農地の利用状況の確認依頼があり、農業委員会はそれを受けて現地調査等を実施し、特例農地の状況を税務署に報告します。今回20年確定が近づいている方が1名おりますので、それぞれの方の特例農地の現況について農地として耕作されていることをご確認いただくことが、本議案の審議内容です。

それでは改めて本案件の説明をいたします。納税猶予の対象地ということで、該当の農地が適切に耕作されているか否かの確認をしていきたいと思っております。

詳細はお手元の議案書又はモニターをご覧ください。相続人は東条原にお住まいの方で、納税猶予対象は9筆です。位置と現況についてはモニターをご覧ください。こちらが現場の写真になります。写真を見てもわかりますように、適切に管理耕作されている状況が確認できます。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「農地として自ら耕作されている」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「農地として自ら耕作されている」こととして春日部税務署に回答することといたします。

(会長)

続きまして、日程第5・議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議について」を上程いたします。今回は編入の申出が1件ございます。それでは、事務局をお願いします。

(事務局)

それでは、ご説明申し上げます。今回、除外の申出はございませんでした。編入につきましては、自己用住宅1件となっております。それでは説明いたします。

申出人は、除外時の事業計画者となります。当地は、平成14年2月に自己用住宅ということで除外認可、平成14年5月に農地転用の許可を得ました。しかしながら、その後諸般の事情により現住所にて住宅を新築、結果、当地は現在まで農地として利用されています。既に農地転用許可の取消を行い、今回、農用区域への編入の申出がありました。

当地は、■■■■■の西側 200 m<sup>2</sup>に位置しています。現況写真こちらのとおりです。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

それでは編入の案件について、ご審議をお願いします。



(会長)

よろしいでしょうか。編入の案件に関しまして、「認める」こととしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

<全員挙手>

それでは、編入の案件については「認める」といたします。

以上の審議をもちまして、議案第 5 号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議会について」は宮代町長への回答とさせていただきます。

(会長)

続きまして日程第 6 「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が 2 月 10 日となっております。10 日までに、4 条届出が 1 件、5 条届出が 4 件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和 3 年第 2 回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和3年3月25日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印